

## 仮想通貨を「決済手段の一つ」として認定

### ◆資金決済法改正で従来の「通貨に該当しないモノ」との見解を転換

政府は2016年3月フィンテックや仮想通貨に関するルールを定めた「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行業法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、国会に提出した。仮想通貨に対応する部分は15年のG7サミットで、マネーロンダリング・テロ資金供与対策、利用者保護の観点から適切な制度整備を進めるとしたことに対応したものであり、海外ではすでに規制が始まっている。

仮想通貨は14年3月の政府見解では「通貨や有価証券ではなく貴金属などモノに該当する」とされてきた。今回の改正で、資金決済法において電子マネーや商品券に加え、新たに仮想通貨の定義を定め、「『通貨』には該当しない電子的に記録された『財産的価値』であり、不特定多数間での決済、売買、交換できる機能を持つもの」とした。さらにマネーロンダリング・テロ資金供与対策、利用者保護の観点から、仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入した。登録業者は帳簿書類及び報告書を作成し、監査報告書を添付して提出することとされた。

### ◆仮想通貨の中核技術、ブロックチェーン：送金、決済のコストダウン

ビットコインに代表される仮想通貨の主な用途は投資ではなく、小口の送金、決済での利用が見込まれている。従来、送金、決済などの電子金融取引は、信用力のある銀行などが取引を仲介してきた。これに対し、仮想通貨では、一定期間内のすべての取引をインターネット上の分散型公開台帳（ブロックチェーン）に報告させ、不正な取引等がないかチェックすることにより、記録の改ざんを防ぎ、個別の主体間で電子的な支払い決済を行う仕組みになっている。分散型台帳をチェックする主体にインセンティブとして仮想通貨が支給され、送金コストはほとんどゼロとなっている。普及が期待されているのが、送金手数料が高く、銀行口座が普及していない途上国向け国際送金である。米国では、Airbnb、Uberなどネット上の小口決済だけでなく、利用できる実店舗も増えている。

ブロックチェーン技術は金融仲介を不要とする破壊的技術として注目されている。今回法改正を第1歩に日本でも金融の革新を期待したい。 【松尾隆】